

国自安第14号の2  
令和5年4月28日

公益社団法人日本バス協会長 殿  
一般社団法人公営交通事業協会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿  
一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿  
一般社団法人全国レンタカー協会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿  
日本バスターミナル協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスの感染に係る報告の廃止について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることになりました。

これを踏まえ、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合に各運輸局等への報告を求める下記の通達は、令和5年5月8日付けで廃止します。

記

・令和2年1月30日付け国自安第162号

